

給水装置工事設計施工指針

まえがき

給水装置工事設計施工指針について	1
市民と指定店	2
管理者と水道使用者等の関係	5
管理者と指定店	9
給水装置の技術基準等に関する改訂の沿革	11

総	則	1.
手	続	2.
設	計	3. ~ 12.
施	工	13. ~ 19.
安全・維持管理	編	20.・21.
標準	図	22.
様	式	23.
要綱・要領・基準	編	24. ~ 26.
中高層建物直結給水	編	27.
参考	資料	

給水装置工事設計施工指針について

給水装置の施行は、当該給水装置が関連法規に基づき適正な機能を確保できる設備であれば、使用材料、施工方法等は工事申込者と旭川市給水工事指定店(以下「指定店」という。)の選択に委ねられ、自由に行うことができるものである。

しかしながら、給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられ、その水は水道事業者が配水した水と一体のものであり、給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道使用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。

このため、水道事業者は安全な水を常時供給するなど、水道法による各種義務の遂行、給水装置及び水道施設の維持管理を行い、水道事業の適正な運用を図らなければならない。

これらの観点から、本市においても必要最低限の範囲内において、その施工を指導する必要性と給水装置工事の技術力を確保することが非常に重要である。

そこで、給水装置工事設計施工指針(以下「指針」という。)は、給水装置の施行に際して本市が指定する事項が定められているほか、工事申込者と指定店が給水装置の施行を選択する際の選択肢の一つとして、本市として推奨する施工方法を示したものとなっている。

また、給水装置の施行は、水道法、水道法施行令、旭川市水道事業給水条例(以下「条例」という。)、旭川市水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)に基づき行わなければならない。

そこで指針に関してもそれらに基づき記載したものとなっている。

指針のうち本市が指定する事項とは、条例及び施行規程に基づき、適正な水道事業を行うために必要な事項を定めたものであり、本市において推奨する施工方法とは、それら関連法規に基づくほか、地域特性等を考慮し、水道使用者に対して、より快適な水が供給できるものとなるよう、配慮したものとなっている。

したがって、給水装置を施行しようとする者は、関連法規及び本市が指定する事項を遵守することはもとより、水道使用者及び水道事業管理者(以下「管理者」という。)との関係、給水装置工事に係わる各種要件を幅広く認識し、かつ、給水装置の施行に際しては、その責任の重要性を十分理解し、その責務を誠実に履行するよう常に努めなければならない。

指定給水装置工事事業者制度については、平成8年(1996年)の水道法改正によって、新たに設けられた制度であるが、それまで水道事業者(市町村等)が給水条例等に基づいて設け運用してきた指定工事店制度を規制緩和の目的で見直し、水道法に新たに位置付けたものである。

平成 20 年 6 月 1 日
旭川市水道局上下水道部サービス課

市民と指定店

指定店とは、「旭川市給水工事指定店規程」・「旭川市排水工事指定店条例」に基づき、あらかじめ給排水工事に必要な知識、技術を有し、管理者から工事等に対して適正施工能力を認められ指定を受けた者である。

このため指定店は、関係法規及び管理者の事務取扱等を熟知し、給水装置の施行においてもその責任を自覚し、適正な給・排水設備の施工を確保するよう、かつ、指定店に対する市民の信頼を裏切ることのないよう心がけることが必要である。

1. 指定店が施工する給水装置工事

給水装置工事は上水道(配水管等)施設とは異なり、公営水道事業者である市町村がその条例により給水装置工事を自ら施工すること、または水道衛生上の見地から一定の技術水準のある者を指定して工事を施工させることができるとされている。

本市では給水の適正を保持するため、条例第5条により給水装置の設計施工は、管理者が指定する者(指定店)が施工することとし、特に必要と認めた場合は管理者が施工するものとしている。

2. 給水装置工事の受注

給水装置工事は請負契約に基づいて行うことが一般的である。

ここで、請負契約とは、当事者間の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の完成に対して報酬を支払うことを約束する契約をいい、この契約を結ぶことにより指定店は仕事を完成し引き渡す義務を負い、工事申込者は報酬を支払う義務を負うなど、相互に権利及び義務を得ることになる。

本市においては給水装置の施行者を主に指定店としていることから、指定店が自社の経営に有利な申込者ばかりを選定することは、結果として需要者への水の供給遅延につながるため、給水工事指定店規程第2条第2項において、「指定店は給水工事の申込みを受けた場合は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。」及び第3項で「指定店は、漏水の修繕その他緊急を要する修繕については、速やかに施工しなければならない。」と規定している。

また、排水工事指定店条例第3条で「排水工事指定店は、排水設備工事の申込みを受けた場合は、正当な理由があると認められた場合を除き、当該排水設備工事の施工を拒んではならない。」となっている。

2. 1 工事の受注

1. 指定店は、工事の申込みを受けたときは申込者の要求内容を正確に把握し、適正な工事を行うよう配慮しなければならない。
2. 給水装置工事を行う場合は、あらかじめその工事に関して利害を有すると思われる者の承諾を得た後に工事を行い、申込者及び指定店が不用意に関係者の承諾を得ずして工事を行い、関係者の利害を侵害することがないように、さらには工事が円滑に実施できるよう、次の事項を確認することが必要である。

- (1) 申込者の工事内容が管理者の定める各種基準等を遵守でき、施工承認が得られる工事であること。
- (2) 他人の土地または家屋に給水装置を設置するときは、その土地、家屋の所有者の承諾が得られていること。
- (3) 既設の給水装置から分岐するときは、その所有者及び使用者、その他利害関係人の承諾が得られていること。

2. 2 工事費等の見積り

1. 指定店は、工事の概要が決まり次第、当該工事に要する費用を見積り、申込者にこれを提示し、契約締結に向けての話し合いを進めることとなる。
2. 指定店と市民の間によって行われる契約は、私人間契約であり管理者が直接関係しないことから、指定店は設計・施工上の様々なケースを想定し、契約後の金額変更の可能性についても、あらかじめ確認するなどして、紛争防止に努める必要がある。

2. 3 工事の契約

契約の締結とは、工事を依頼する者とこれを請け負う者との相反する意思が合致すること、すなわち、注文者の工事申込みを指定店が承諾することにより請負契約が締結されることである。

この契約は、契約自由の原則に基づき当事者間の自由意志によって決定されるものであるが、給水装置は生活する上で必要不可欠な設備であるため、契約の際には給水装置の安全性の確保、経済性を常に念頭に置いて契約することが必要である。

また、指定店が施工する給水装置工事は、指定店と申込者によるいわゆる私人間契約(民民契約)であることから、指定店は常に工事申込者の立場に立ち、契約締結後は工事申込者からの問い合わせ等に対して迅速に対応し、かつ十分な説明を行うなど、指定店及び工事申込者双方の間で問題解決するよう努力しなければならない。契約には契約書を取り交す場合と、口頭による場合があるが、口頭契約は後日の契約内容の確認に不具合が生じるおそれがあることから、書面によって契約を行い、かつ、以下の内容について確認することが望ましい。

- (1) 工事の概要
- (2) 工期
- (3) 工事費
- (4) 工事費の支払い日
- (5) 保証期間
- (6) その他

3. 給水装置の引き渡し

指定店の請負人としての義務の履行は、完成した給水装置を引き渡すことによってなされるが、給水装置への給水は条例第5条及び第12条による承認を得た後でなければならない。

完成した給水装置とは、工事終了後に速やかに管理者の検査を受けて合格し、管理者から給水許可を得た給水装置であるということを認識しなければならない。

また、指定店は、給水装置の引き渡しに際して施工内容の確認を行うほか、次の事項等について工事申込者に周知することが必要である。

- (1) 工事完成図面(しゅん功図)の引渡し、及び水道メーター等の給水装置の設置位置や維持管理方法
- (2) 給水装置及び給水装置関連器具等の正しい取扱方法
- (3) 貯水槽給水及び直結増圧、3階～5階直結給水の使用上の注意及び管理方法
- (4) 工事の保証期間
- (5) 検針業務等、管理者から示される条件等に関する説明
- (6) 故障、その他の事態が生じた場合の連絡先

管理者と水道使用者等の関係

1. 給水契約

給水契約とは、管理者が常時水を供給する義務を負い、水道使用者がこの給付に対して料金の支払い義務を負う有償双務契約である。

一般的な契約の締結は、契約自由の原則に基づき行われるが、管理者と水道使用者間の契約においては、水道法による給水契約受諾義務、常時給水義務、給水停止の可能な条件の設定等から、契約自由の原則に対して一定の規制がかけられている。これは、水道使用者は契約を締結するか否かの自由のみを有するにすぎないという付合契約（付従契約）に対して、水道使用者の利益の保護のために定められたものである。このため、給水契約は水道使用者が供給規程にしたがって契約を締結せざるを得ないというものに対して管理者の義務等を法律により監視させるという関係のもとに成り立っている。

水道法による管理者の義務の内容は、以下に示すとおりである。

(1) 給水契約受諾義務

管理者は、水道法第15条により「給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由のない限りこれを拒んではならない。」とされている。

給水を拒むことができる正当な理由とは以下のとおりである。

ア 配水管未布設地区からの申込みである場合

イ 管理者が企業努力をしているにも係わらず、給水量が著しく不足する場合で、給水契約の受諾により他の水道使用者の給水に支障をきたすおそれが明らかな場合

ウ 当該水道事業の事業計画内では対応し得ないほど多量の給水量を伴う給水の申込みである場合

(2) 常時給水義務

管理者は、水道法第15条により「給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。」とされており、給水契約が成立した水道使用者に対して、いつでも水を使用できるように当該給水装置に常時通水しておく義務がある。

なお、災害等、以下に示すような正当な理由がある場合は、給水区域内の全部または一部を停止することができる。とされている。

ア 異常湧水のため絶対水量が不足した場合

イ 停電等により動力が使用不能となったとき

ウ 水道施設の故障及びその修理を行う場合

エ 水道施設の拡張、改良、補修等を行う場合

ただし、上記の場合であっても、管理者はやむを得ない場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ使用者等の関係者に周知させなければならない。

(3) 給水停止の可能な条件

管理者は、水道法第15条により「正当な理由があるときは、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。」とされている。

水道使用者は料金の不払い、給水装置の検査拒否、その他給水装置の使用が不適切で他の者に悪影響を与えるおそれがないように努めなければならない。

管理者は水道法第16条により「給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合しないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置のその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。」とされている。

これは、管理者が給水装置から常時安定した水を供給する義務を負っているためであり、構造及び材質の基準が満たされていない給水装置の使用により、他の者へ悪影響を与えるおそれのある者に対して行うものである。

したがって、需要者は水の供給を受けるために給水装置の構造、材質を政令に定める基準に適合させるようにしなければならない。これにともない、需要者は工事申込み前における指定店との工事契約に際して、水の使用形態等の詳細について十分な話し合いを行う必要がある。

(4) 水質の確保

水道水は同時に多数の者に供給されるものであるため、その飲用により人の健康を害したり、または、その飲用に際して支障を生ずるものであってはならない。

水道法第4条において水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件を規定するとともに、厚生労働省令（「水質基準に関する省令」平成16年4月1日施行）によりその要件に係る基準の具体的事項が定められている。

2. 供給規程

管理者は、水道法第14条により、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件について供給規程を定めなければならないとされている。このため本市では、条例で供給規程として定め、これに基づき給水契約の締結を行っている。

条例の主な内容は、以下に示すような給水の適正を保持するための必要事項、水道使用者等の責任事項及び水道の使用によって生じる事項の処理方法となっている。

(1) 給水の適正を保持するための必要事項

- ア 給水装置工事及び給水の申込み
- イ 給水装置の施工方法
- ウ 計量方法
- エ その他

(2) 水道使用者の責任事項

- ア 給水装置の管理責任
- イ 水道料金の支払い責任
- ウ 各種届出の義務
- エ その他

(3) 水道の使用によって生じる事項の処理方法

- ア 水道料金の設定等
- イ 使用者による給水装置の検査請求及び水道水の水質検査請求
- ウ 管理者による給水装置の検査
- エ その他

3. 給水装置の維持管理

管理者と水道使用者または給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)の間で給水契約が締結されたならば、水道の使用に際して将来とも安定かつ安全な水が供給できるよう、管理者、水道使用者等双方がそれぞれ適切な維持管理を行わなければならない。

管理者が管理するものとは、水道施設等、水道事業全体としてその適正を確保する必要がある部分であり、給水装置自体の管理の多くは水道使用者等により行われなければならない。

このため、給水装置の使用開始から撤去にいたるまで、その管理は原則として水道使用者等が行わなければならないが、メーター上流側の給水装置については漏水を放置されるなど維持管理上好ましくなく、やむをえず管理者が漏水等の費用負担を行っている。

なお、水道事業者が水道使用者の宅内に立ち入る場合は、水道法第17条(給水装置の検査)による身分を示す証明書とともに居住者等の同意を得なければならない。

これらは給水装置そのものが基本的に水道使用者等の財産であることによるものである。

しかしながら、給水契約に際して、水道使用者等に対する管理者からの水道メーターの貸与とその保管義務という事項の委任があり、給水装置は水道使用者等の財産でありながら、管理者が維持管理をする部分が存在したり、管理者の財産が水道使用者等の装置の一部として存在する。

これらのうち、管理者が道路部分の維持管理を行うとするのは、道路部分の給水装置は道路管理者から占有しているものであるため、道路管理者の意志による道路の変更、その他あらゆる不測の事態に対して迅速に対処するためには、一個人として対処するよりも管理者が対処することが水道の適正を確保するうえで適当であると判断されるからである。

水道メーターを貸与するとあるのは、水道メーターは計量法に基づく定期的な取り替えを行わなければならないが、その業務は管理者が水道使用者等に代わって適宜行うことが、より適正な水道事業を運営するうえで必要とされることから、その業務を円滑に行うことを目的として管理者が水道使用者等に対して貸与しているものである。

水道使用者等は給水装置の維持管理区分を十分理解するとともに、給水契約締結後は、水道使用者等の財産部分を適切に管理することはもとより、管理者の財産たる水道メーターの取り替え業務に支障をきたすような物を水道メーター上に設置したり、家屋改造等に伴って水道メーターを紛失することがないようにするなど、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理しなければならない。

給水装置に故障または異状があるときは、修繕については指定店に、修繕以外については管理者にそれぞれ水道使用者等が自ら意思表示をし、その措置を執らなければならない。

このほか、水道使用者等の善良なる管理区分の範ちゅうとして、水道の使用中止及び各種変更の届出や不要となった給水装置の撤去等があげられる。

不要となった給水装置の撤去に関しては、水道使用者等の都合(土地家屋の転売・解体等)により水道の使用をやめて既設給水装置を撤去するとき、または家屋の増改築に伴い既設給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置するときは、既設給水装置の撤去は水道使用者等の費用で行わなければならない。また、土地家屋の転売等により水道使用者等が変更する場合で、新たな水道使用者等が既設給水装置を使用しないときは、既設給水装置の撤去は原則として転売前の既設給水装置の水道使用者等の費用負担において行わなければならない。

既設給水装置の撤去に関して、管理者による道路部分の維持管理、及び水道メーターの貸与のように、既設給水装置に対して管理者が関与しているにも関わらず水道使用者等の費用負担にお

いて撤去を行うとするのは、給水装置そのものが基本的に水道使用者等の財産であること、また、管理者が関与している事項とは、いずれも給水の適正の保持の観点から、水道使用者等が水を使用することを前提として便宜上行っているにすぎないことによるものである。このため、給水装置を撤去する場合は原則として水道使用者等の費用において行い、水道メーターは水道使用者等の責任において管理者に返納(戻入)しなければならない。

その他、給水装置を管理する者は、給水契約締結後も給水装置の構造及び材質を確保するよう常時努めなければならないが、それらに関連して、水道使用者等は管理者に対して給水装置の機能または水質について検査の請求ができ、管理者は水道の管理上必要があるときは水道使用者等の給水装置を検査し、適切な措置をすることができることから、安心して水道が利用できるよう、管理者、水道使用者等双方が水道の異変及び利用に対して常に注意をはらわなければならない。

これらの事項は、いずれも給水の適正を保持することを目的としていることから、管理者、水道使用者等は互いに適切な給水装置の維持管理を行い、この目的遂行のために常に協力及び努力をしなければならない。

管理者と指定店

1. 指定店制度等の適正な運用

給水装置工事の施行にあたっての手続きや工事上の条件、事業に変更があった場合の管理者への届出など、指定店の遵守事項に的確な対応がされていない事例等がみられることから、指定店による適正な給水装置工事の施行の確保に資するため、管理者は、必要に応じて水道事業者間の連携を図りながら、指定を行った指定店の代表者に対して必要な情報の提供を行う講習・研修を定期的実施するよう努め、その実施に合わせ、水道法第25条の7に基づき、指定店の事業所の名称及び所在地その他厚生省令定める事項に変更があったとき、または給水装置工事の事業を廃止し、若しくは再開したときは、その旨を管理者に届け出なければならないとあり、管理者は指定店からの届出について遺漏がないか等の確認に努めること。

こうした講習・研修に含まれる内容としては、次の事項がある。

- (1) 水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
- (2) 給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
- (3) 給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
- (4) 需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
- (5) 管理者から水道使用者に提供する指定店の情報に関する事項
- (6) 管理者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報

2. 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

給水装置工事主任技術者等の給水装置の施行技術の向上を図るため、指定店においては、水道法第25条の8において、適正な給水装置工事の事業の運営に努めること。また、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めることと水道法施行規則第36条第4号で規定にしたがい、給水装置工事主任技術者等が進展した施行技術等の修得を行える研修の機会が適時確保されることが必要である。管理者は指定店が外部機関の研修会への参加等による給水装置工事主任技術者等の研修の機会を適切に確保するよう、助言、指導につとめる。こうした研修に含まれるべき内容としては、次の事項があげられる。

- (1) 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- (2) 給水装置の事故事例と対策技術
- (3) 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
- (4) 給水装置工事主任技術者の職務と役割

3. 適切な配管技能者の確保

水道法施行規則第36条第2号に規定する、配水管から分岐して給水管を設ける工事等の施行における「適切に作業を行うことができる技能を有する者」については、平成9年8月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第4の5の(2)により、「配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設

物に変形，破損その他の異常を生じさせることがないよう，適切な資機材，工法，地下埋設物の防護の方法を選択し，正確な作業を実施することができる者」としているところであり，具体的には，水道事業者等によって行われた試験や講習により，資格を与えられた配管工（配管技能者，その他類似の名称のものを含む。） ，職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者，財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定されるが，いずれの場合も，配水管への分水栓の取付け，配水管のせん孔，給水管接合等の経験を有している必要がある。管理者においては，配水管からの分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場合に「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うように，指定店に対する助言，指導に努める。

また，「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成するための機会を引き続き確保し，その養成確保により，配管工事に従事する者全体の技術確保・向上につなげることが求められることから，管理者においては，指定店に対し社内でも技術養成の確保に努めるよう助言・指導すること。

4. 指定店制度の適正な運用については，平成20年3月21日付けで健水発第0321001号厚生労働省健康局水道課長より各厚生労働大臣認可水道事業者へ通達があった。

給水装置の技術基準等に関する改訂の沿革

本市における給水装置工事の設計施工に関する要綱，施工基準等の変遷は，昭和55年4月の「給水装置工事設計施工要領」を制定して以来，給水装置の技術基準書として改正を重ね，指定店のみならず広く関係者に活用されている。

この度，設計施工に関する技術基準書を見直し「給水装置工事設計指針」として改訂するにあたって，下記のとおり主な沿革を掲載した。

昭和32年12月	「水道法」施行
昭和33年11月	「旭川市水道事業給水条例」施行
昭和35年 1月	「旭川市水道事業給水条例施行規程」施行
昭和35年	「旭川市給水装置工事指定業者規程」施行
昭和55年 4月	「給水装置工事設計施工要領」制定
昭和59年 4月	「給水装置工事設計施工要領」改訂
平成 2年 2月	「給水装置工事設計・施工事務取扱要綱」 旭川市水道局水道部で監修し(財)旭川市水道協会で編集・発行
平成 3年 2月	「旭川市給排水工事指定店規程」制定
平成 4年 4月	「給排水設備業務統合に伴う管理台帳の取扱いについて」 給水装置工事及び排水設備工事に係る業務の効率化と簡素化を目的に管理台帳の統合が図られた。
平成 8年	「指定給水装置工事事業者制度」 水道法改正によって指定工事店制度を規制緩和の目的で見直し水道法に新たに位置付けした。
平成 9年 4月	「水道法施行令」改正 給水装置の構造及び材質の基準に関し，第4条に1項加える。
平成 9年 5月	「給水装置標準施工基準」制定
平成 9年 4月	「給水方式に関する特例事務取扱資料」作成 3階直結給水に関する取扱い制定
平成10年 3月	「旭川市給水工事指定店規程」制定
平成10年 4月	「直圧増圧給水基準」作成
平成10年	「給水装置に係る材料・工法の指定について」作成
平成13年11月	「給水装置標準施工基準」の改定
平成15年 4月	水道法における給水装置の構造及び材質基準の改正にともなう給水用具等の鉛の水質基準が改正された。
平成18年 4月	「給水装置の更生工事等に関する取扱要領」制定
平成21年 4月	「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準」制定
平成21年 4月	「中高層建物直結給水技術基準」制定

法令等の施行年月

總

則

1.

総 則 編

1. 総 則	1
1. 1 目 的	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 適用範囲	2
1. 4 指 定 店	2
1. 5 給水装置工事主任技術者(法25条の4,指定店規程第10条)	4
1. 6 管 理	5
1. 7 給水装置工事の費用負担	5
1. 8 給水装置工事の種類	6
1. 9 給水装置工事の順序	13

1. 総 則

1. 1 目 的

この給水装置工事設計施工指針(以下「指針」という。)は、水道法及び旭川市水道事業給水条例等の規定に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理手続を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

< 解 説 >

1. この指針において「条例等」とは、以下による。

- (1) 「法」
水道法(S32.法律第177号)をいう。
- (2) 「施行令」
水道法施行令(S32.政令第336号)をいう。
- (3) 「施行規則」
水道法施行規則(S32.厚生省令第45号)をいう。
- (4) 「基準省令」
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(H9.厚生省令第14号)をいう。
- (5) 「条 例」
旭川市水道事業給水条例(S33.条例第29号)をいう。
- (6) 「施行規程」
旭川市水道事業給水条例施行規程(S35.水道事業管理規程第9号)をいう。
- (7) 「指定店規程」
旭川市給水工事指定店規程(H10.水道事業管理規程第2号)

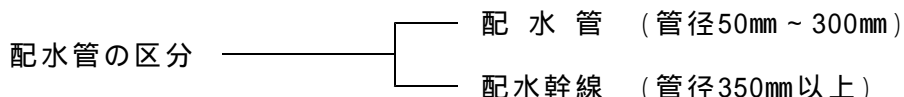
1. 2 用語の定義

1. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - (1) 配水管とは、配水池または配水ポンプを起点として、配水するために布設した管をいう。
 - (2) 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管(及び他の給水管)から分岐し布設する管をいう。
 - (3) 給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

< 解 説 >

1. 給水装置に使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事材料(以下「工事材料」という。)という。取扱いの詳細は「設計編 12. 給水装置工事材料の基準」によること。

2. 配水管は、次のとおり分類する。



3. 給水管の分岐は、原則として管径300mm以下の配水管から分岐すること。

ただし、管径300mm以下であっても幹線としての役割をしている場合は、給水管の分岐ができない。なお、管径350mm以上でも分岐ができる場合があるので協議すること。

4. 給水装置については法第3条第9項(用語の定義)の規定による。

(1) 構造的に配水管と直結していないものは給水装置ではない。

すなわち、配水管の水圧と縁切れた構造となっている受水槽以下の設備は、飲用に供していても法上では給水装置ではない。

(2) 任意に取り外しのできるもの、例えばゴムホースは含まない。

1. 3 適用範囲

この指針は、工事申込者から依頼を受けて、旭川市給水工事指定店(以下「指定店」という。)が行う給水装置工事について適用する。

< 解 説 >

3階～5階の直結直圧給水または、直結増圧給水に係わる技術的な事項は、「中高層建物直結給水編 27. 中高層建物直結給水技術基準」によること。

1. 4 指 定 店

給水装置工事を行う者は、旭川市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の指定を受けた指定店(指定事業者)でなければならない。(条例第5条第1項)

< 解 説 >

1. 指定店制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

2. 給水装置工事の技術力を確保するうえでの核となるべき給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)については、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、水道事業者による指定店(指定事業者)の指定要件として、給水装置工事を行う事業所に主任技術者を置くことなどを法で全国一律に定めている。

3. 指定基準は次のように定められている(法第25条の3・指定店規程第4条)。

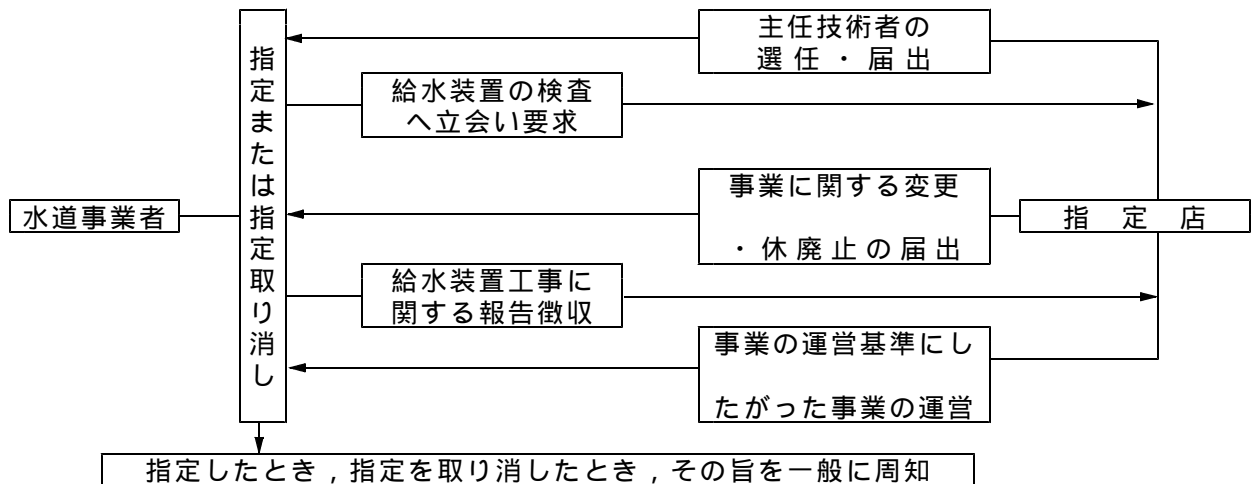
(1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 禁治産者若しくは準禁治産者または破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者
4. 水道事業者は、指定要件を満たす指定店(指定事業者)から申請があれば指定しなければならないこととしている。一方、指定店(指定事業者)については、施行規則で定める事業運営の基準にしたがって事業を行わなければならないこと、水道事業者が行う給水装置の検査に主任技術者を立会わせたり、報告または資料の提出をしなければならないなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととしている。
5. 指定店(指定事業者)の事業の基準(法25条の8・指定店規程第12条)
- (1) 指定店(指定事業者)は、基準省令で定める給水装置工事の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努める。
 - ア 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。
 - イ 配水管に給水管を取付ける工事等について、適切に作業を行う事ができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - ウ 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。
 - エ 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するよう努めること。
 - オ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (ア) 施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - (イ) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。
 - カ 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定店(指定事業者)が3年間保存すること。
- 注) イの技能を有する者とは、旧日本水道協会北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者及び(財)給水工事技術振興財団の給水装置配管技能講習終了者等をいう。

図1 - 1 給水工事指定店規程の概要



1. 5 給水装置工事主任技術者（法第25条の4，指定店規程第10条）

給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は，給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され，個別の工事ごとに指定店（工事事業者）に指名されて，調査，計画，施工，検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等，次の職務を誠実にを行う。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第5条の基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に係る次の事項についての，水道事業者との連絡または調整
 - (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - (2) (1)の工事，及び，給水管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施工する場合の工法，工期，その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事を完成したときの連絡

主任技術者は，水の衛生確保の重要性についての自覚と，給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し，配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

< 解 説 >

1. 主任技術者の役割

(1) 主任技術者は，給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され，個別の給水装置工事ごとに指定店（指定事業者）から指名されて，調査，計画，施工，検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに，給水装置工事に従事する職員の指導監督などの業務を行うものである。

- (2) 主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を十分に果たし、常に、水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、また給水装置の構造及び材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが必要である。

これらのために要求される知識及び技能は、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事のしゅん功検査などの各段階において必要とされるのはもとより、条例に基づき本市が定めている工事内容審査などの手続きを確実に実施するために必要なものなど多岐にわたる。このためには、新技術、新材料に関する知識及び関係法令や条例等の制定、改廃についての知識を不断に修得するための努力を行うことが重要である。

また、主任技術者は、配管工など、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべきものである。

2. 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において、工事の作業または監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第25条の4第4項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。
- (2) これは、主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実効性を持たせることが不可欠であるからである。
- (3) また、所属する指定店(指定事業者)の技術者や技能者の技術力向上のために、主任技術者が、給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。

1. 6 管 理

給水装置の管理責任は、所有者または使用者にあり、善良な管理義務を負う。(条例第17条)

< 解 説 >

1. 水道事業者が管理するのは水道施設であり、給水装置は所有者等が管理する。
(法第3条第8項)

1. 7 給水装置工事の費用負担

給水装置工事に要する費用は、当該工事を行う者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。
(条例第4条)

< 解 説 >

市において負担する費用(以下「市費」という。)とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は、管理者がその都度行う。

1. 配水管の布設

給水区域内の給水装置新設箇所に配水管の整備がされていない場合、または計画使用水量が現有配水管の能力に不足等が発生する場合は、「旭川市水道局配水管整備基準」、「旭川市水道局配水管負担金要綱」、「旭川市水道局市街化調整区域等負担金要綱」による。

なお、申請者負担がともなう場合もあるので担当課との協議が必要である。

2. 給水装置修繕

「給水装置修繕工事の市費負担に関する要領」、「給水装置修繕工事要領」による。

3. メーター取り替え

満期及び事故メーターの取り替えに要する費用。ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。

4. その他

(1) 取出管、または長期休止家屋の分水栓が閉塞した場合、その解消に要する費用等。

(2) 割T字の簡易仕切弁が閉栓不能となった場合、復旧・修繕に要する費用。

(3) 分水栓閉栓作業時の本体欠陥等による漏水修理に要する費用。

なお、指定店の過失によるものは除く。

1. 8 給水装置工事の種類

1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・臨時給水・その他の5種類とする。

(1) 新設工事とは、新たに給水装置を設置する工事をいう。

(2) 改造工事とは、既設給水装置の原形を変える工事をいう。

(3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取り外す工事をいう。

(4) 臨時給水とは、一時的に給水装置を設置する工事をいう。

(5) その他工事とは、取り出し、修繕をいう。

< 解 説 >

工 種	適 用 区 分
(1) 新設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・新 設 (図1 - 2 A,B,C,D参照) 新たに給水管を分岐し,メーター設置(貸与)及び新設備番号付与となる工事。
(2) 改造工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改 造 (図1 - 3 E,F,G,H,I参照) 既設給水装置の原形を変える工事で,新設及び撤去,取り出し工事以外全ての工事。 親メーターを撤去し,新たに各戸に調定メーターを設置する工事。 給水装置の更新工事。(更生工事も含む) 受水槽以降の給水設備を給水装置に切り替える工事。 (例:貯水槽給水 直結増圧給水または直圧給水) 簡易な改造工事。(屋内での配管のみの工事) ただし,屋外及び屋内の給水管を全て布設替えする場合は,新設工事とする
(3) 撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> ・撤 去 (図1 - 4 J,K参照) 不要になった給水装置をすべて取外す工事。 家屋解体にともなう給水装置撤去工事において,設備番号を廃止及びメーターを撤去し,将来給水する目的で給水管を取り出し管として残す工事。(特)
(4) 臨時給水工事	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時給水 (図1 - 5 L,M参照) 工事用水または仮設事務所等で一時的に給水装置を設置する工事(使用期間は,原則として1年以内とし,過ぎるものは新設工事として取り扱う) 既設給水装置の原形を変え,一時的に給水装置を設置する工事。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取り出し(特) (図1 - 6 N参照) 将来給水する目的で道路境界際の宅地内まで給水管を布設する取出し工事。(開発行為等の宅地造成) ・修 繕 給水装置工事の破損等において,これを原形に修復する工事であって,給水管,給水栓等の部分的な破損箇所等を修理する工事。

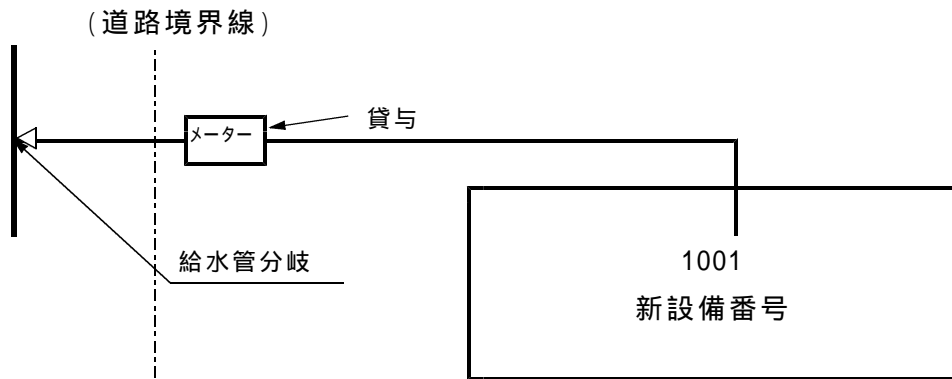
注1) (5)修繕工事の手続きについては「手続編 2. 9 修繕工事完了報告書の提出」による。

注2) 手数料は条例第27条第2項に規定されているものである。

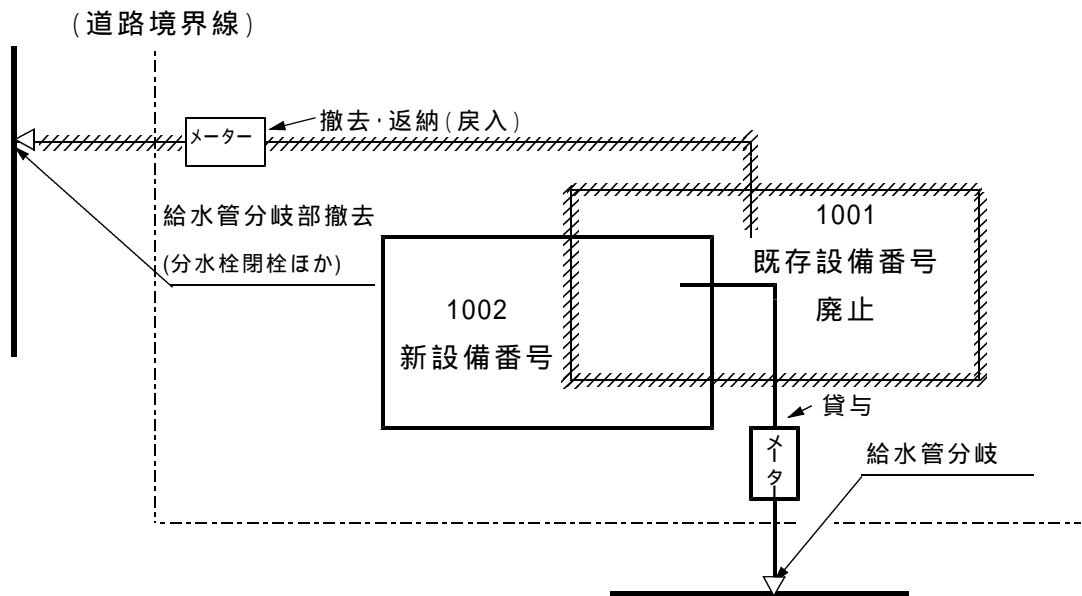
注3) 工種・工事内容による手数料の徴収については「要綱・要領・基準編 25. 1 給水装置工事手数料取扱い要領」に定める。

図1-2 給水装置工事の種別(新設工事)

A 新たに給水装置を設置する工事

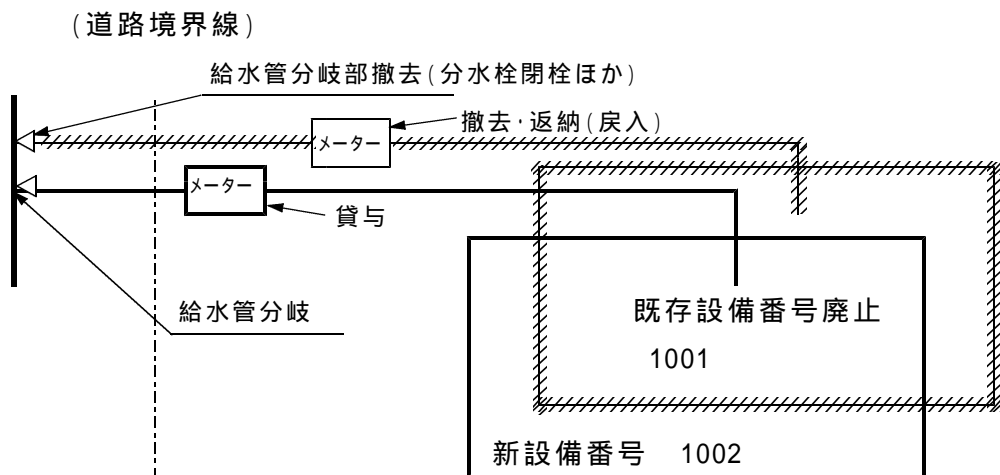


B 新設工事と撤去工事



注) 既設設備番号使用の場合は「改造工事」とする。

C 新設工事と撤去工事。ただし既設分水栓再使用の場合は改造工事とする。



D 既設給水管から分岐して、新たに給水装置を設置する工事

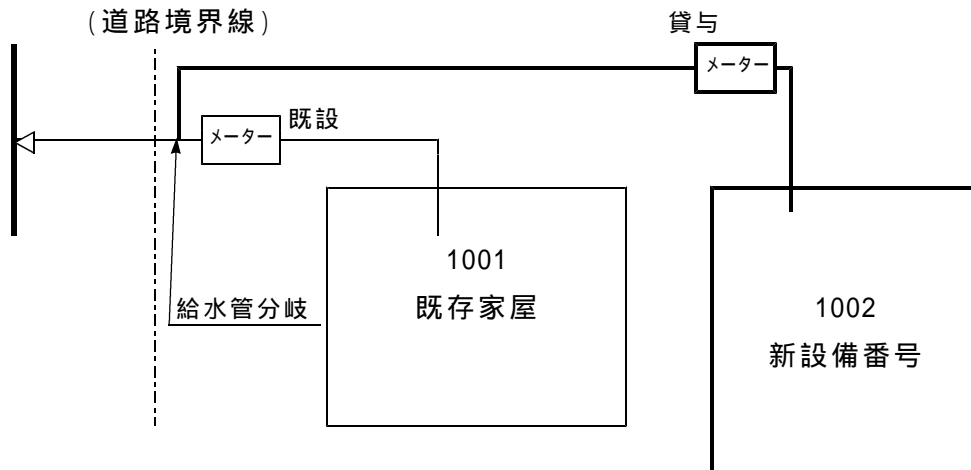
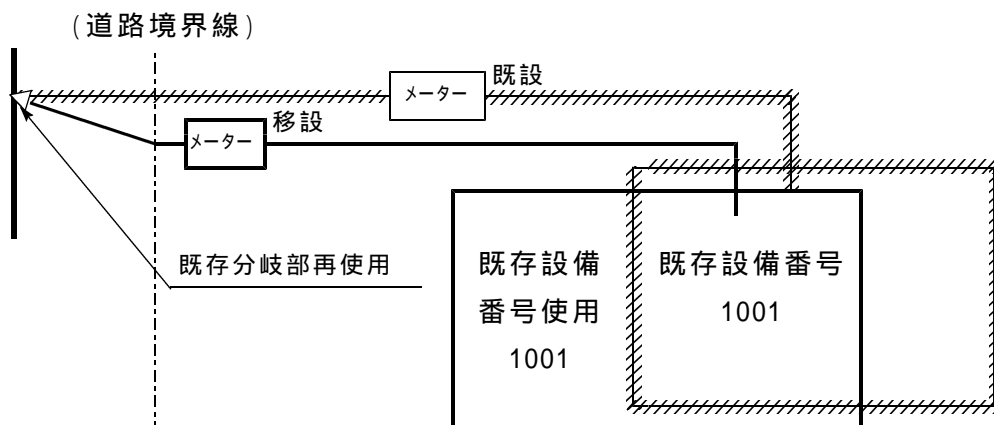


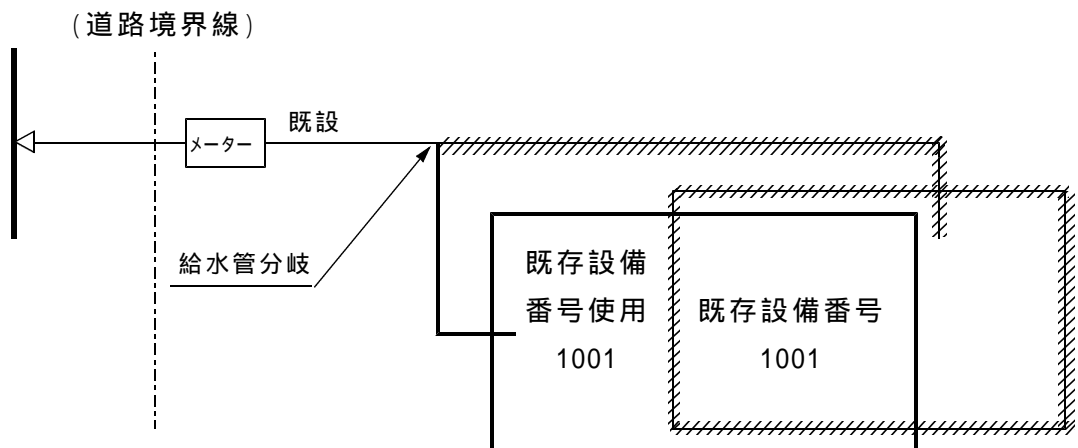
図1 - 3 給水装置工事の種別(改造工事)

E 道路部の既設分水栓を使用し、既設給水装置の原形を変える工事

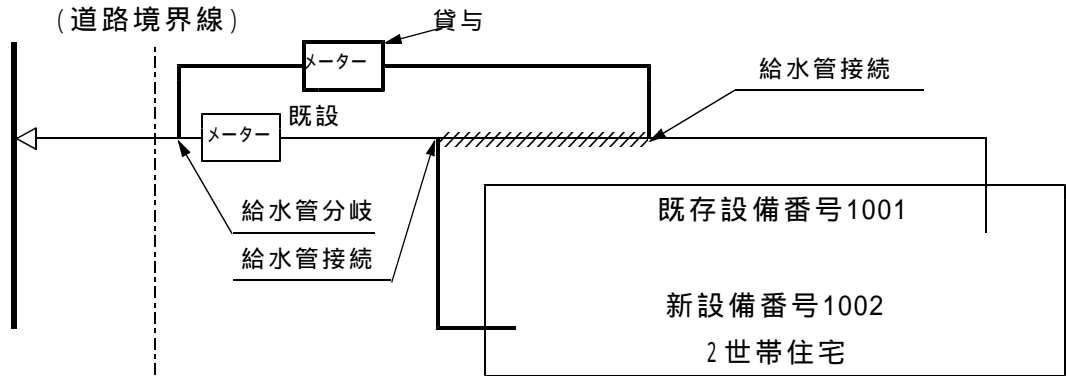


注) 既設分水栓が都型分水栓の場合は、新たに分岐すること
 なお、工種はあくまでも改造とする。

F メーター以降で既設給水管の原形を変える工事

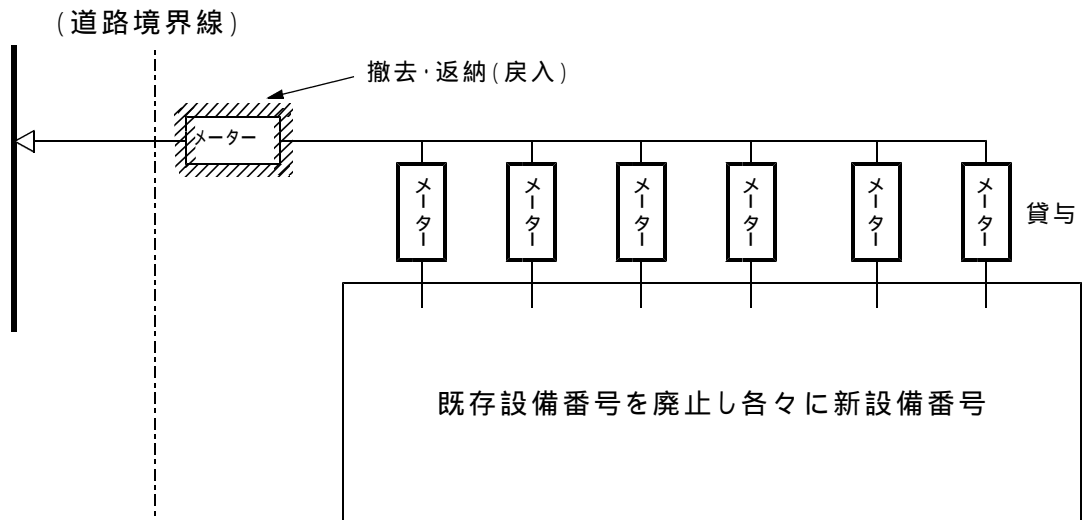


G 1棟2世帯住宅にメーター1個で給水している場合において、新たに調定メーターを増設する場合。ただし、2世帯ともに給水装置が備わっていない場合は新設工事とする。



H 改造工事と撤去工事

集合住宅で親メーターを撤去し、戸別に調定メーター設置の工事



I 受水槽給水から直結給水に切り替える工事は改造工事とする。ただし、屋外及び屋内の給水管を全て布設替えする場合は、新設工事とする。

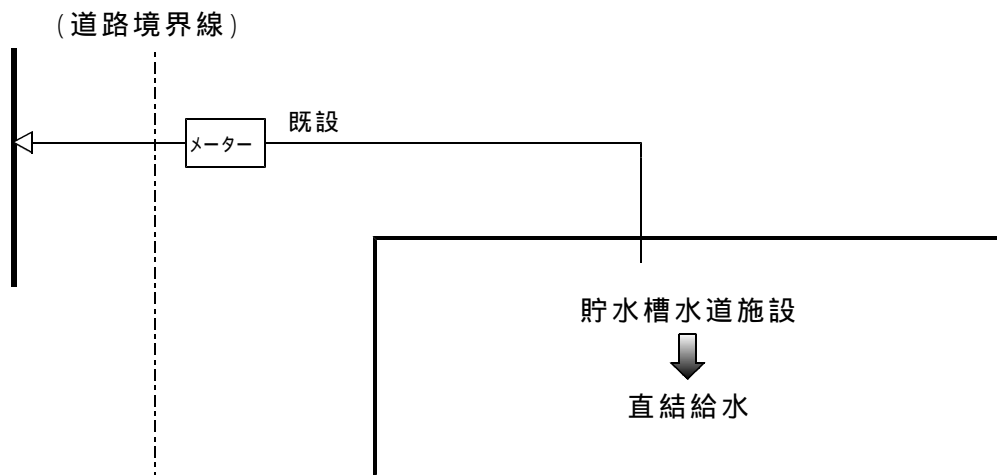
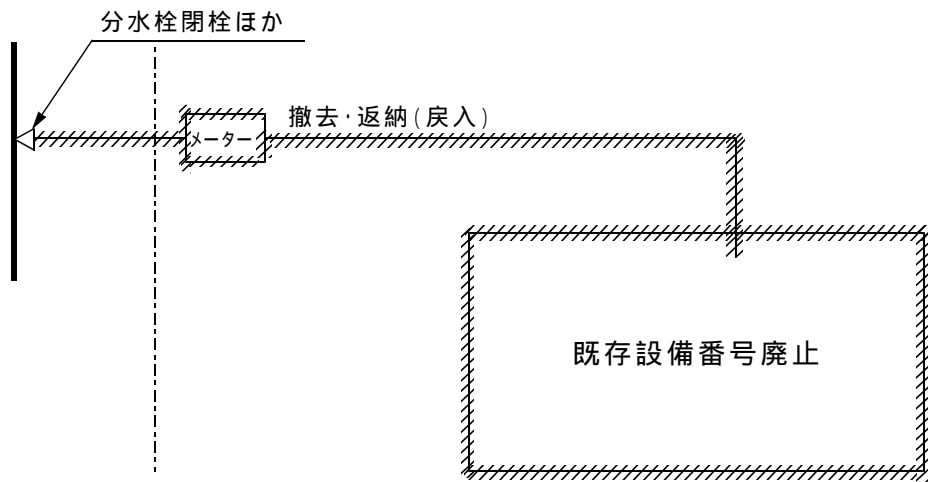


図1 - 4 給水装置工事の種別 (撤去工事)

J 分水から撤去する場合

(道路境界線)



K 給水管を取り出し管として残す場合 特

(道路境界線)

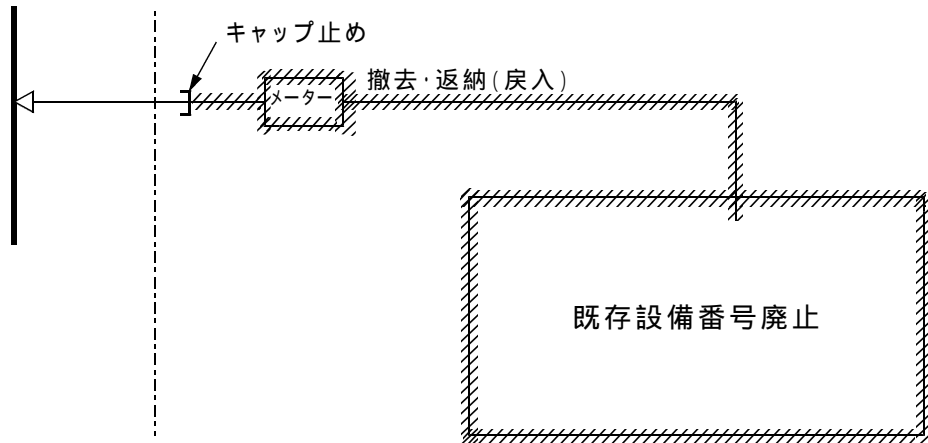


図1 - 5 給水装置工事の種別 (臨時給水工事)

L メーターを設置する場合

(道路境界線)



M 既設給水管から分岐する場合
(道路境界線)

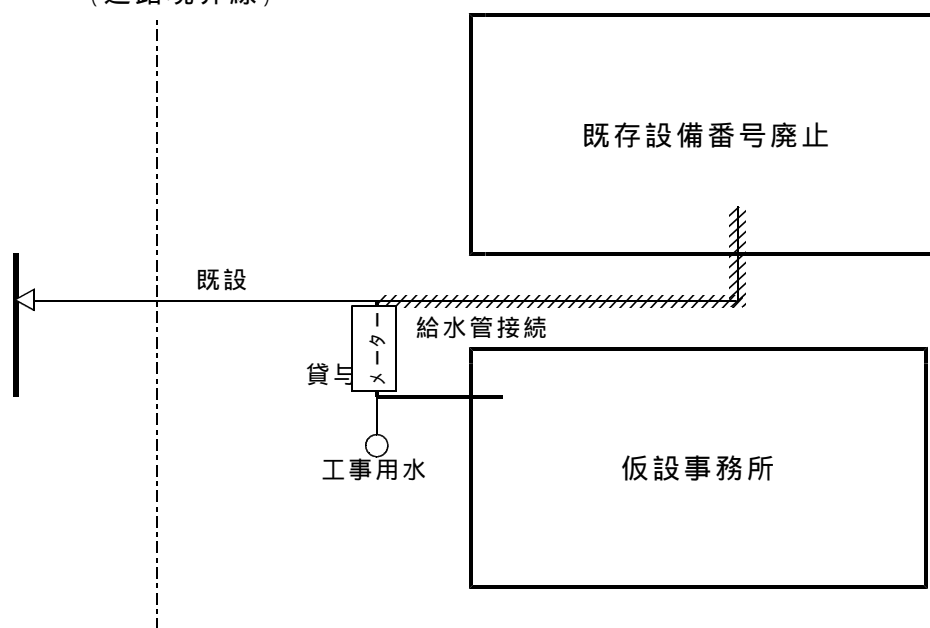
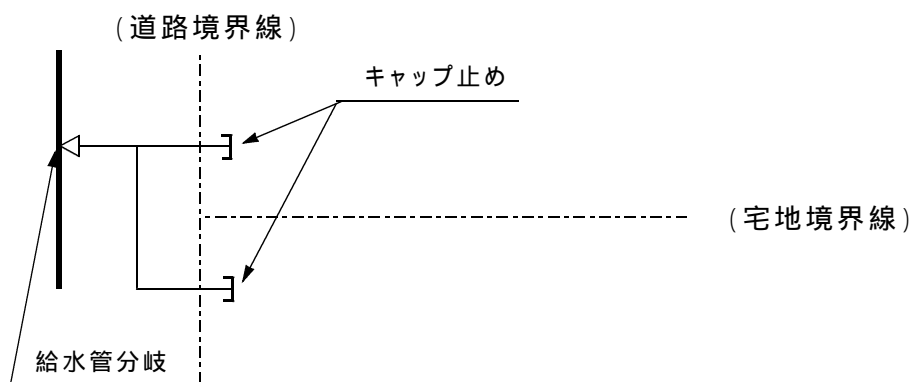


図1 - 6 給水装置工事の種別(取出し工事)

N 宅地内まで給水管を布設する場合 特



1. 9 給水装置工事の順序

指定店は、工事申込者と工事契約を締結した後、管理者に対し必要な手続きを行う。

